HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明代徽州府休寧県の一争訟 : 『著存文巻集』の紹介
Author(s)	高橋, 芳郎
Citation	北海道大學文學部紀要, 46(2), 1-36
Issue Date	1998-01-16
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33698
Type	bulletin (article)
File Information	46(2)_PR1-36.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北大文学部紀要 46-2 (1997)

明代徽州府休寧県の一争訟
――『著存文巻集』の紹介――

高橋芳郎

一、史料について

上海図書館に『著存文巻集』と題する一書が所蔵されている。不分巻、全一冊、万暦刻本、全九二葉、半葉二十字九行。本書は明末万暦十年前後の直隷徽州府休寧県における金氏一族と陳氏一族との著存観という祠観をめぐる争訟の記録である。収録されているのは、金氏と陳氏双方の幾多の訴状や証拠文書、県や府における供述調書、休寧県、徽州府、巡按御史の批示や判決、官庁間文書などである。

本書は金氏によって編纂されたものである。その出版意図は、著存観をめぐる長い争いの記録を版行することによって金氏の著存観に対する権利を将来にわたって保障し証拠立てようという点に置かれている。したがって、金氏の側に偏った編纂の恐れなしとはしない。例えば、訴状に付された標題には相手方を貶める表現が用いられている。金氏

の側の文書が相手方に比して多いが、陳氏側の文書を故意に抜き去ったとは思えず、また何らかの改竄が施されたと推測させる形跡もない。本書の形式から見れば、次々と繋ぎ合わされた関係文書を時間の流れに沿ってほぼそのまま版刻したものと言ってよいように思われる。

本書はその形式と内容から見て残本であろうと判断される。第一に、本書は序跋や封面・目次に当たる部分を欠いており、第一葉がいきなり「逆道呂尚弘告江院状」で始まっている。第二に、争訟の中心をなすのは万暦九年から十二年五月までの期間、なかでも十一年閏二月以降の記録が大部分を占めているにもかかわらず、最後の跋文の日付は万暦十年九月望日であり、書き出しには「前著存祠観文巻七宗、皆陳氏告害此観、本家保存此観」とある。[1] したがって、万暦十年九月以前の争訟の記録七宗が『著存祠観文巻』と呼ばれているものであり、それらは本書からは全く脱落している。伝承の過程で失われたのか、何らかの事情で故意に抜き取られたのか、その理由は不明である。失われた『著存祠観文巻』に続く、万暦十一年以降の争訟の記録が現存する『著存文巻集』である。

本書の構成は以下の通りである。標題のないものは筆者が適宜内容に即して標題を付した。それには＊印を付してある。また訴状に付された批示は一件と数えた。故に批には日付のないものが多い。

標　題	提出者（発信者）	提出先	日　付
(1)逆道呂尚弘告江院状	呂尚弘	巡按御史	十一年閏二月十七日
(2)＊巡按御史の批	巡按御史	休寧県	なし
(3)二十六・七都各図里排江院具呈	王尚賢等三十三名	巡按御史	十一年閏二月十七日

(4) ＊巡按御史の批　巡按御史　休寧県　なし
(5) 本家本県訴状　金革孫　休寧県　十一年閏二月二十九日
(6) 本家本県告状　金革孫　休寧県　十一年九月二十日
(7) 県申江院供詞　休寧県　巡按御史　十一年十月二十一日
(8) ＊巡按御史の批　巡按御史　休寧県　十一年十月二十四日
(9) ＊休寧県の詳文　休寧県　巡按御史　十二年正月二十二日
（この詳文は兵備道へも同文が送られた）
(10) 二十七都排年陳禄等告按院状　陳禄等十名　巡按御史　十年五月二十一日
(11) ＊巡按御史の批　巡按御史　休寧県　なし
(12) 本家訴状　金革孫　休寧県　十年五月二十三日
(13) ＊休寧県の詳文　休寧県　巡按御史　十一年閏二月十三日
(14) ＊巡按御史の批　巡按御史　徽州府　なし
(15) ＊徽州府の牌文　徽州府　休寧県　十一年閏二月
(16) 本家本府投到状　金革孫等三名　徽州府　十一年三月五日
(17) ＊徽州府の牌文　徽州府　休寧県　十一年三月
(18) 二十六・七都里排本府具呈　王尚賢等三十四名　徽州府　十一年三月十三日
(19) ＊徽州府の牌文　徽州府　休寧県　十一年三月

(20) 逆道呂尚弘本府告状	呂尚弘	徽州府	十一年三月十六日
(21) ＊徽州府の批	徽州府	休寧県	なし
(22) 二十七都陳禄等本府投到状	陳禄等五名	徽州府	十一年三月十六日
(23) 本家本府催訴状	金革孫	徽州府	十一年三月十六日
(24) 本家又催訴状	金革孫	徽州府	十一年三月十六日
(25) ＊徽州府の牌文	徽州府	休寧県	十一年三月二十一日
(26) 本家斯文具稟帖	金応南等四名	巡按御史	十一年三月二十四日
(27) ＊徽州府の批	徽州府	金応南等	なし
(28) ＊徽州府の牌文	徽州府	休寧県	十一年四月二日
(29) ＊休寧県の申文	休寧県	徽州府	十一年四月
(30) ＊休寧県の申文	休寧県	徽州府	十一年四月八日
(31) ＊徽州府の牌文	徽州府	休寧県	十一年四月二十八日
(32) 本家本府催勘状	金革孫	徽州府	十一年七月七日
(33) ＊徽州府の批	徽州府	金革孫	なし
(34) ＊徽州府の牌文	徽州府	休寧県	十一年七月十三日
(35) 本家生員監生手本	金応秋等七名	徽州府	十一年九月
(36) 本家金革孫手本	金革孫	徽州府	十一年九月

(37)	＊休寧県の申文	休寧県	徽州府	十一年十月十五日
(38)	＊休寧県の申文	休寧県	徽州府	十一年十月十五日
(39)	＊金氏生員の稟帖	金応南等四名	徽州府	十一年十月
(40)	＊刑南科の供稿	刑南科	徽州府	十二年二月十八日
(41)	＊徽州府の判	徽州府	経歴司	十二年二月十九日
(42)	＊徽州府の呈文	徽州府	巡按御史	十二年二月二十二日
(43)	＊巡按御史の批	巡按御史	徽州府	十二年二月二十八日
(44)	＊徽州府の牌文	徽州府	府庫攢典	なし
(45)	＊金革孫の稟帖	金革孫	徽州府	十二年三月十六日
(46)	＊徽州府の批	徽州府	金革孫	なし
(47)	＊徽州府の牌文	徽州府	休寧県	十二年三月二十一日
(48)	＊休寧県の申文	休寧県	徽州府	十二年五月九日
(49)	告抄招状	金革孫	徽州府	十二年五月十三日
(50)	＊徽州府の批	徽州府	金革孫	なし
(51)	催抄招手本	金革孫	徽州府	十二年十二月十日
(52)	＊徽州府の批	徽州府	金革孫	なし
(53)	＊給抄招帖	徽州府	金革孫	十二年十二月十二日

(54)本家送隅正手本	金革孫	隅正	十年六月
(55)本家稟府未入巻手本	金革孫	徽州府	十一年二月
(56)＊道士底籍			十年九月
(57)＊金家生員の呈文	休寧県		なし
(58)本家不平之鳴	金革孫	四方君子	十年六月
(59)本家対城隍廟誓章	金革孫等		なし
(60)＊金革孫の稟帖	金革孫	巡按御史	?年四月
(61)＊跋文			十年九月十五日

二、著存観の沿革

南宋の滅亡まであと十年ばかりに迫った咸淳四年（一二六八）の科挙に、徽州休寧県の人金革なる人物が及第した。右科すなわち武挙の進士であった。彼の死後、息子の桐岡と竹所は父の墓前に祠堂と道観を建て著存観と名付けた。[2] 観名は『礼記』祭儀の一節「色不忘乎目、声不絶乎耳、心志嗜欲不忘乎心、致愛則存、致慤則著、著存不忘乎心、夫安得不敬乎」から取られたと見られる。

金革について詳しい記録は残っていないが、弘治『徽州府志』巻八・人物二・宦業には、次のように記している。

金革、字貴従、休寧璫渓人。咸淳間登武挙進士第、授武岡新寧簿。廉謹自持、厳于撫緝。其地蛮獠雑処、民頼以

安。邑有大囚、積十六年不決。憲使文天祥諉以詳讞、一験得実。文嘉歎、欲薦用之、革固辞、退老于家。従孫赫翁有志略、倜儻不羈、以薦仕元、為承奉郎太保太丞相府咨議参軍。

文天祥は咸淳九年（一二七三）正月に湖南提刑を命じられ、三月に職務を開始、その年冬には知贛州へ転じているから、[3] 金革が咸淳九年に武岡軍新寧県の主簿であったことは確かであるが、故郷休寧に戻った年は不明である。おそらく南宋の滅亡を目前にして帰郷したのであろう。金革の子桐岡の墓誌銘である「桐岡先生金公墓誌銘」（陳櫟『定宇集』巻九）には、

曾大父文藻始遷瑞溪、大父修和迪功郎厳州戸曹参軍、父革由右庠擢第、授成忠郎主武岡軍新寧県簿。

とあり、また、

癸巳夏、簿公年垂八十、始捐館。

とあるから、休寧県瑞溪の金氏は南宋中期に文藻なる人物が休寧に遷居した時に始まり、金革の父は厳州戸曹参軍修和、そして金革は「簿公」と呼ばれているように、主簿のまま官を退き、元世祖の癸巳の年、至元三十年（一二九三）夏に没したことが知られる。[4]

右の墓誌銘によれば金革には二人の子がいた。長は応鳳、字は朝陽、桐岡はその号である。淳祐七年（一二四七）に生まれ、延祐三年（一三一六）年に没している。次は応貴、竹所は号であろう。金氏一族には先掲の『徽州府志』に見られるように、元代には金革の従孫の嚇翁なる者が承奉郎となっており、応鳳の長子の南庚（字は子西）は江陵路の副総管であった。[5] 南庚は父応鳳の死後、父の字を冠した朝陽楼を建てて父を偲んでいる。[6] 南庚の子震祖（字は賓昜）は、元末に忠翊校尉、平江十字路萬戸府鎮撫を授けられており、彼の子符午、符申、符丑は明代にそれぞれ、千

戸、寧国等処榷茶副提挙、大同府同知についている。[7] 左は弘治『徽州府志』と桐岡の墓誌銘によって復元した宋代から明初までの金氏の系図である。

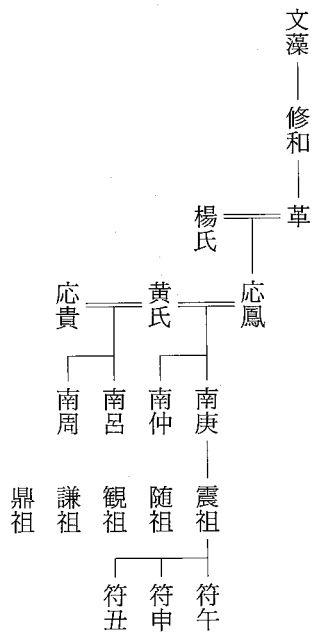

これ以降、金氏一族の動向は明らかではない。著存観の世仕祠には三十六座の神主が祭られていることから、明代にも官途についた者がいたこと、[8] 著存観に百畝を超える祭祀用の土地を有していることから、一定の族的結合を保っていたであろうことが推測される。なお、後に見るように万暦年間には監生や生員が一族内に数名いたことが確認される。

さて、元代から明代万暦年間に至る著存観の推移は、本書の(13)「休寧県の詳文」、(40)「刑南科の供稿」、(54)「本家送隅正手本」、(55)「本家稟府未入巻手本」、(58)「本家不平之鳴」などによってその大概を知ることができる。「本家」とは

本書が金氏一族によって出版されていることから明らかなように、金氏の側を指す。以下、これらによって著存観の推移を概述しておきたい。

金氏一族は璫渓のある休寧県十一都三図に居住していた。二十七都一図には金革および金氏の祖とされる宋厳州司戸参軍修和、元封休寧県大君黄氏[9]の三墓があり、墓前に世仕祠と著存観が建っていた。争訟の相手陳氏はこの著存観が置かれた二十七都に居住していた。しかし十一都と二十七都は明清代を通じて同じく里仁東郷に属しており、十一都は二十七都の西に隣接している[10]。

著存観は前後三座、前座に三清聖帝、中座に玄武聖帝、後座は三間に分かれ、中央の一大間は金家の宦祠で三十六位の神主が祭られ、東の小間は道士の香火用、西の小間は金家の香火用で、以上は前の一つの門で出入りするようになっていた。世仕祠＝宦祠は著存観と分離していたのではなく、その中央の最も後部に位置していた。観の東には道士の居房数間が、西には玄帝の行宮一座と金家の書房があり、この書房に各誌書、家譜、冊籍、碑銘、執照、存照等が収められていた。金氏が争訟の際に参照しあるいは提出した証拠文書はほとんどがここに保存されていたことになる。観の向かいに朝山と呼ばれる山があった。成化八年の『休寧県志』には宋の程純祖撰の「著存観記」、元の翰林学士蔡玄撰の「新修九龍潭著存観記」、宋の進士曹涇撰の金革の墓誌銘、元儒陳榛撰の金桐岡の墓誌銘が収録されていたという。曹涇は歙県の人、咸淳四年陳文龍榜の進士及第で、金革と同年進士であった[11]。程純祖撰の「著存観記」は本来墓前に碑刻されていたものである。

さて著存観名で登録された産業は、(55)「本家稟府未入巻手本」には「金氏迪功大宋年間撥田地山塘入著存観、田四十八畝五分九厘三毫、塘三分三厘三毫」とあるが、洪武黄冊の基となった(56)「道士底籍」には、

宋大徳年間十一都瑠渓金迪功撥田地山塘六十五畝四分九厘九毫入観立戸。

田四十八畝五分零九毫

地十一畝八分一厘三毫

山四畝八分三厘三毫

塘三分三厘三毫

前産共六十五畝四分九厘九毫、共計六十六号。国初清丈、尽作著存僉業。洪武二十四年帰併没官、各戸分佃、本観空閑。

と記されている。明代に「大宋」と書くことはないから、これは「大徳」の誤りであろう。また「宋大徳年間」も「元大徳年間」でなければならない。金迪功とは金応鳳すなわち桐岡であろう。[12] 著存観の産業は当初元代に置かれたものであることが知られる。

洪武二十四年（一三九一）に著存観の道士黄芳梅が楽舞生に選抜され入京した。著存観は空閑の祠観となり、その年右に見たように著存観の産業は没官される。『正徳大明会典』巻九五、礼部五四、僧道に、

二十四年令、清理釈道二教。凡各府州県寺観、但存寛大可容衆者一所、併居之、不許雑処于外。……又令、天下僧道有創立庵堂寺観、非旧額者、悉毀之。

とあるように、太祖朱元璋はこの年、各府州県の寺観を統合し、旧額にあらざる庵、堂、寺、観の廃棄を命じている。[13] 没官された田地は「佃例不過都」という規定によって二十七都の人戸が耕作した。この時、金氏は大明令の一款に、

凡籍没犯人家産田地、内有祖先塋墳者、不在抄箚之限。

とあるのによって[14]、洪武二十六年に金暄、金翁が観基一号四畝七分五厘、観前の荒地二号四厘二毫、徐道士の墓田一号六分二厘を回復した。その時の官批執照には「仰告人、照依帖文内所告二十七都著存観周囲基地五畝四分、照旧業輸解」と記されていた。永楽元年（一四〇三）、金氏はこの地を十一都の八戸に入戸収税した[15]。

その後四十年間道士はおらず、金氏の火佃朱檀右なる者が観宇を看守したが、正統七年（一四四二）休寧県所在の紫極宮の道士汪塋芳に住持を依頼、民田六畝六分を著存観に入戸し、他に祭祀と道士の贍給のために田産八十八畝五分を置いた（金氏に入戸）。次いで金氏の子孫金祥二等が祭田九畝四分八厘四毫を加えた。この税は一部が金氏に、一部が著存観に入戸されていた。この外、李玄寿と著存観の二戸があり[16]、この二戸内には各々金氏の田、道士の田、李玄寿の田が含まれていた。金氏は毎年三月三日に著存観において「修禊会戸」していた。この費用を賄う産業は従来十一都三図の金氏につけられていたが、嘉靖元年（一五二二）にはこれを道士の田に寄入した。こうして万暦年間までに金氏に入戸された分を含めて、著存観の産業は一百二十畝ほどに達していた。このうち二十七都には観の周囲に山四十餘畝、田地三十餘畝があった。嘉靖七年（一五二八）には後に争訟の当事者として登場する道士呂尚弘が入観し、問題の起こった万暦十一年頃には彼の徒弟二十数名とともに著存観で暮していた。

三、争訟の展開

陳氏と金氏の関係は元代にはなお良好であった。『新安大族志』、『新安名族志』を著した元儒陳櫟は、ここでの争訟の当事者陳氏の祖先であるが、至治二年（一三二二）に金桐岡の墓誌銘を記していることからもそれが窺われる。陳

榛はまた桐岡七十歳の古稀を祝って「賀金桐岡生日」の詩を贈ってもいる。[17]

弘治二（一四八九）年、陳文常等が著存観は淫祠であると訴えた。金氏は察院へ訴え、徽州府の知府侶鐘[18]によって誣告との判決を得た(55)。これが記録による第一次の争訟である。

嘉靖十九年（一五四〇）、金氏の訴えによれば、陳時福が著存観に放火、徽州府知府林山から金氏に与えられた執照には、

金家祠観被燬、情甚可矜。惜夜分放火、無人知証、難以究罪。仰鼎新再造、完日給示曉諭、以杜後患。

と記されている(55)。この時著存観は重建された。

嘉靖二十三年（一五四四）には、陳希賢等が道士を買収して田十四畝を出典し、金氏が贖回するという事態が生じた(55)。弘治、嘉靖の三次の争訟が後の争いの遠因であったことは疑いない。

万暦四年（一五七六）、陳四得が祠観の神主を打ち壊すという事件が起った。続く万暦五年には陳富が衆を引き連れて朝山の松木を切り倒す挙に出た。金氏は府へ訴え、府は経歴盛某に委ねて調査させ、また知県陳正謨によって再調査が行われた。この事件は土地の境界争いが原因だったようで、「掘溝為界」という解決策が採られている。陳富はその後再び侵占を謀り、事が明るみに出るや陳富は逃亡した(55)。(16)「本家本府投到状」には、「万暦四年打殴神主巻一宗在督軍庁、万暦五年挾仇訐告祠観朝山巻一宗在県工房」と添え書きされている。この二事件が金氏と陳氏の対立を決定づけた。

万暦九年は張居正の丈量が始まった年である。この時陳富は丈量の機会に乗じ、親戚の王木を誘い道士呂尚弘・張時順等と内応して二十七都に存在する祭祀田を道士の業とし、二十七都に散在する著存観の産業を一概に著存観の観

基とした。これによって、陳富・陳禄と金革孫・金応鐘の殴り合いとなり、各々が休寧県に訴える事態となった。本件の審理中の万暦十年五月十三日、金革孫は陳富等が得物を手に慶元・臘梨を傷つけ、伯恭・文輔を連行していったとして兵備副使へ訴え出た。兵備道按察副使程拱震は休寧県へ調査と報告を批示した(13)。五月二十一日、一方の陳禄は里排と連名で、著存観の官産百畝を金応鐘が勢力に恃んで奪い、得物を手に集団で陳漢・肆命を傷つけたと巡按御史へ訴えた(10)。この陳禄等の訴状が本書に収録された最も古いものである。これに連続して、本書に収める争訟の記録が展開する。それらは全体としては金氏と陳氏の争いではあるが、道士呂尚弘の介在による二つの方向をもつ争いなので、以下には分けて論述することとする。

(甲)

万暦十年五月二十一日、陳禄を筆頭に十名が連名で巡按御史へ提出した訴状を示しておきたい。

二十七都排年陳禄等告按院状

告状人陳禄連名為蠹国殃民事。著存観官産百畝、里排分納在冊。豪右金応鐘恃勢飛奪、県委公正巴忠等查勘。豪謀無施、執械揚兵、兇傷陳漢・肆命、樹張威勢、脅正狗謀。観創先朝、業僉洪武。国家公産難没私室、万民香火豈斬豪強。批廉芟害、告巡按老爺、詳状施行。

被告　金応鐘

干證　巴忠　汪良会　查洞　汪恂　金寿　汪興泗

万暦十年五月二十一日　告状連名里排　陳禄　王爵　朱天生　陳巌求　王茂　金方政　王斉興　陳天相　王初

陳振達

これを承けて、巡按直隷監察御史蔡夢説は「仰県究報」と批示した(11)。二日後の二十三日、金革孫は、万暦五年の事件は陳富等が逃亡して未だ決着していないこと、王木、呂尚弘等が前年九月の清丈の際著存観の産業を金氏に注冊せず、慶元と臘梨に傷を負わせ、伯恭・文輔を連れ去ったとして休寧県へ訴え出た(12)。この訴状の後には、「本家原未告按院、状後本家即以此状謄去」と書き込まれていることから、同様の訴状は巡按御史へも提出されたのであろう。

休寧県の判決が出される前に、金氏側が取った行動を見ておこう。隅正に対して十年六月に(54)「手本」を送付、同月(58)「本家不平之鳴」を県下の知識人に配布、九月に(56)「道士底籍」を県に提出、十一年二月に(55)「本家稟府未入巻手本」を徽州府へ提出している。(55)は金氏の文書の中で最も詳細な申立書であるので、以下に引用しておく。なお(59)本家対城隍廟誓章」もこの頃提出されたのではないかと思われる。

本家稟府未入巻手本

本県十一都三図金革孫為土豪陳富・王木奪本家四百年祠観、廃本家十五代神主、法則難容、情実難忍、敢将本家顕証二十条上呈。伏乞賜一電覧、則身等雖万罪無詞。(謹)堇条陳于後。

計　開

一、本観原為祖宋進士墓前創建、額名著存、取著存不忘之義。若別戸有分、焉用此名。況観屋与祠堂同号、又同門出入。若祠観不是一家之業、安得如此。此観属本家一証。

一、本観道士祖有底籍二冊。両房各執一冊、以為世守、並載十一都瑞渓金氏迪功大宋年間撥田地山塘、入著存観、田四十八畝五分九厘三毫、塘三分三厘三毫。祠観基即前項地数。二冊見存。道士雖内叛、而此籍不磨。此観属本

家二証。

一、旧府誌載、著存観在邑西五十里、宋瑞渓金桐岡・竹所為父進士金革墓前建。新誌載、著存観在瑞渓金氏世仕祠下。二誌府県事跡所憑信。此観属本家三証。

一、本観田地、因国初下帰併之令没官。本家祠観基在祖墓之前。伏覩大明令一款、凡民間没官田地、内有祖先墳塋者、不在抄箚之限、以告而復。当時官批執照云、仰告人、照依帖文内所告　二十七都著存観周囲基地五畝四分、照旧業輸解。此観属本家四証。

一、告復九百十八号観基、計税四畝七分五厘、八百六十九号、六分二厘、八百七十五号、四厘二毫、係観前荒地。永楽元年収税過、十一都八戸輸納。経今二百餘年、黄冊可証。此観属本家五証。

一、弘治二年、彼都陳文常等称、本観為淫祠。本家赴告察院黎爺、送本府呂爺判擬招誣、始得保存。此観属本家六証。

一、嘉靖十九年、彼都陳時福放火焼観。本家赴告本府、太爺判明、親批執照云、金家祠観被燬、情甚可矜。惜夜分放火、無人知証、難以究罪。仰鼎新再造、完日給示暁諭、以杜後患。此照見存。此観属本家七証。

一、嘉靖二十三年、彼都陳希賢等誘買不才道士、盗田十四畝。本家告府、用価贖回。各批退契存照。此観若非本家故業、此田何如准本家告贖。此観属本家八証。

一、万暦四年、陳四得等打毀祠観神主。本家告兵道、行府、陳氏供称、金舎孫祖遺著存観一所、内有祠堂、安奉列祖神主等語。此巻見存。此観属本家九証。

一、万暦五年、陳富倚財夥衆、砍占本観朝山。前任陳爺勘明、富行浸潤、事発脱逃、見属兵道招提。此観若非本

家故業、本家何由与之告争。此観属本家十証。

一、本家除宋元撥田産六十五畝、入観立戸、没官外、又撥田産百畝、以為此観贍給之費、粮差甘自輸納、苗利尽帰道士。已蒙註業明白。道士生食本家田、死埋本家山。死後附神主於本家祠左。此観若非本家故業、何由撥入許多田産。此観属本家十一証。

一、彼都原没官有月渓寺・藤樹庵・著存観三処。共田産一百九十六畝、共佃単一冊、見存可証。各戸分佃、俱有字号、有土名・坐落、並未佃有九百十八号観基者。拠大明会典、此冊直達戸部。此観属本家十二証。

一、道士呂尚弘等立有五月糶新穀戒約・毀壊墳塋戒約・盗売常貯田戒約。約内有聴観東発落、有自幼在璫渓著存観内等語。此観若非本家故業、道士何如听本家約束、又何如称本家為観東。此観属本家十三証。

一、建観有宋進士程純祖記、見成化八年休寧県誌。修観有元編修福建蔡玄記、有宋進士曹涇・元儒陳櫟作本家墓誌、見家譜、但載観事迹。三儒且勿論、陳櫟即陳氏祖也。祖称此観是本家業、子孫復有何議。此観属本家十四証。

一、原没官地十一畝八分一厘三毫、共十五号、内簿字十号・宿字一号外、都・平字四号、保簿可査。各戸分佃、各業見存。陳氏以均佃観税而混世。豈有佃一号、而十五号俱有業之理、又豈有十一畝八分一厘三毫之税、而畳作一観基之事乎。此観属本家十五証。

一、本観山周囲四十余畝、田地三十余畝、俱本家僉業。不間別姓、一丘譬之人身四体、耳目俱具、而方寸之心又豈有属他人者乎。此観属本家十六証。

一、本観、先年道士戴以清等与本家玄帝会衆立一李玄寿戸、将已置田産割入此戸、立有合同、載称日後徒子徒孫不肖、不知創業艱難、許観東執此、経公治理。合同見存。呂尚弘・張時順二逆若不認此合同、則無憑認此田為観

田、若認此合同、二逆豈徒為観東之賊。実爾道祖道父之賊也。此観属本家十七証。
一、本家家譜載有(有載)著存観璫渓金氏世仕祠事跡、有載宋元贍給道士田数、有載祭祀香燈田数、有載先年道士已置田数、有載今道士盗売田数。譜雖私書、而観非己業、焉用如此詳載。此観属本家十八証。
一、本家所開観税、有字号、有土名。陳氏所開観税、只有畝歩分厘、並無字号、並無土名、希図混罩、不思天下未有無字号無土名之税。此観属本家十九証。
一、本観原没官、空閑三十餘年而後復興、在戸無税。本家即撥田六畝、以塡観戸。黄冊可証。此観若非本家故業、本家焉肯撥田与他人塡戸之理。此観属本家二十証。
右本家有実證二十、而陳氏無一拠。本家前後在観有田産百五十畝、而陳氏無寸土。陳氏七害此観、俱是本家告辨、陳氏無一力之助。今忽称、此観他人有分。情甚悖馳。伏乞詳情。

万暦十一年二月　日具

休寧県の調査と審理の結果（＝擬）は万暦十一年閏二月十三日に巡按御史へ報告された(13)。按院へは閏二月二十日に到着している。当時休寧県知県は曾乾亨であった。次に報告全文を示す。

一、問得、一名陳禄、年四十一歳、直隷徽州府休寧県二十七都一図、民籍。状招有、在官金革孫、伊有宋始祖進士金革原葬在本都地方、墓前建創宗祠、因祠造観、取名著存観、為香火奉祀。有各誌書家譜冊籍碑銘存證伝遺。本観各項産業、洪武初年間保簿俱以著存観立戸僉業。後因洪武二十四年間奉例、将各所空閑観地没官。金革孫家思得前観原是伊始祖為祠墓建造、随即告佃、本観基、簿字九百十八号地四畝三角、計税四畝七分五厘、及土名塘頭林、簿字八百七十五号地十歩、計税四厘二毫、并土名陳塘、簿字八百六十九号地二角三十歩、計税六分二厘五

毫、俱収税入金革孫与在官金応鐘等祖戸、経今管業、無異。比有俱不在官黄瘦佃(存)・倪互等家故祖当佃著存観僉業、土名倪干、平字四百二十七号、地税六分九厘一毫、平字四百二十八号、地税六分九厘六毫、平字四百五十八号、地税九分三厘一毫、及土名塚頭園、平字三百五十八号、地税六分一厘二毫四絲、比禄与在官陳冨等各有姑祖当佃土名上垤、簿字三百十二号、地税一分五厘四毫、及土名上灘、簿字七百二十三号、地税八分五厘、并土名井辺園、簿字七百四十四号、地税七分四毫、土名汪十五園、簿字八百四号、地税二分九厘六毫、土名庄上、簿字九百十九号、地税一分二厘五毫、土名後村、簿字一千一百八十二号、地税五分二厘一毫、土名庄上、簿字九百三十四号、地税四分五厘四毫、土名渡頭、夙字二千三百十四号、地税三分七厘五毫、俱係著存観僉業、是禄与陳冨等故祖各佃収税入戸管業、無異。続於万暦五年間、禄等与金革孫家為争前観朝山另案、訐告成仇、向懐在心。至万暦九年間、遇蒙清丈、禄与陳冨乗前佃地各号俱是著存観僉業、及窺見前観独係金革孫家僉業、註冊不甘、是陳冨就不合不容金革孫家掛冊。比禄遂同陳冨与金革孫及金応鐘各就不合揪扭争殴一傷、以致金革孫等各状訐告、本県行拘各犯到官。審理未結間、金革孫又不合具状揑称、豪右陳冨等擁械兇傷慶元・臘梨、挪去伯恭・文輔、汪銘等見等項虚情、於万暦十年五月十三日赴告兵備程副使処、蒙批仰県勘報。遵行間、禄又不合揑称著存観官産百畝、里排分佃在冊。豪右金応鐘恃勢飛奪、就械揚兵、兇傷陳漢・肆命等項虚情、私著里排王爵等名字、連名具状、於本年五月二十一日赴告巡按老爺蔡台下、蒙批仰県究報、通蒙掌県事本府徐同知遵拘禄与金革孫・陳冨・金応鐘及道士呂尚弘并都図正汪時震・汪銘・朱滔・陳傑用等一干人犯、各到官。金革孫執出誌書家譜府照碑銘冊籍及本観道士原底冊合同送験、覆蒙究審、各犯執詞不一。随責令当堂、将各家経佃本観地業、照税照号、照畝照分、開具実数、取出各黄冊保簿、査対相同。覆蒙将各犯再三研審前情、参看得、本観先係金進士革葬親本山、因而創祠立観。其

名観為著存者、明因祠墓而立。歴考譜誌碑銘、皆係之金、且観基四畝三角、見属金姓僉業、則此観為金姓香火不辨明也。縁陳冨家地産各号皆僉著存観、以故冨等乗因上年清丈、及懐先年争訐朝山之釁、迺抱不平之憤、日与金革孫等争嚷、不容註業、致金革孫赴道告詞、陳禄亦具告本院台下。今当堂揭査二姓保簿黄冊号数、昭昭各無相混、即焚修道士亦原有金家合同底冊存證。冨等地産雖僉著存観基、坐落皆星散各村、不得与金姓見業観基及有祠基碑銘冊誌班班可同語也。却欲慕香火之虚名、以互争於無可證拠之地、亦何奸譎之甚哉。今断両家俱照土名地産、各行註冊管業、以杜後争。所拠金革孫・陳禄告詞各虚揑、合依律擬徒、陳冨・金応鐘姑各論杖。今蒙審問、実招罪。三名、金革孫年四十二歳、金応鐘年五十七歳、陳冨年五十八歳、俱本県民、各状称与陳禄招同。

一、議得、陳禄等所犯、陳禄与金革孫各除不応軽罪俱不坐外、陳禄若告著存観官産百畝、里排分佃在冊、豪右金応鐘恃勢飛奪、執械揚兵、兇傷陳漢・肆命等情、金革孫若告陳冨等擁械兇傷慶元・臘梨、挪去伯恭・文輔等情、各得実。金応鐘・陳冨俱合坐以鬬殴刃傷人者、杖八十、徒二年。今俱虚。陳禄・金革孫俱合依誣告人徒罪者、加所誣罪三等、罪止律、各杖一百、流三千里。陳冨・金応鐘俱依不応得為而為之、事理重者、律各杖八十。俱有大誥及遇蒙恩例、通減二等。陳禄・金革孫各杖九十、徒二年半。陳冨・金応鐘俱各杖六十。俱民、審陳禄・金革孫俱有力、照例各折納米価贖徒。陳冨・金応鐘俱稍有力、照例各折納工価贖罪、完日与供明。汪時震等各発落寧家。縁陳禄・金革孫俱徒罪監候。陳冨・金応鐘俱杖罪羈候。申詳允示施行。

一、照出陳禄・金革孫俱告紙一分、各折価銀二銭五分、陳冨・金応鐘俱民紙一分、各折価銀一銭二分五厘。陳禄・金革孫名下各該贖徒米価銀一十五両。陳冨・金応鐘名下各該贖罪工価銀一両二銭、紙贖共銀三十三両一銭五分、追貯県庫、聴候本院項下明文類解。其金革孫・陳禄両家原佃地産俱照供開土名字号、各行管業、以杜後争、取庫

収附繳。餘情招内開明、不再照。

計　開

依誣告人徒罪者、加所誣罪三等、罪止律、各通減杖九十・徒二年半。有力、折納米価犯人二名。陳禄告紙銀二錢五分、米価銀一十五両。金革孫告紙銀二錢五分、米価銀一十五両。依不応事重律、各通減杖六十。稍有力、折納工価犯人二名。陳冨民紙銀一錢二分五厘、工価銀一両二錢。金応鐘民紙銀一錢二分五厘、工価銀一両二錢。

供明一名、汪時震。

入官　紙贖共銀三十三両一錢五分。

直隷徽州府休寧県為蠹国殃民事。万暦十年五月二十一日抄奉巡按直隷監察御史蔡批詞、拠本県二十七都一図民陳禄等状告前事、奉批、仰県究報、奉此。遵行間、案照先奉兵備程副使批、拠本県十一都三図民金革孫状告為欺国罔民事、奉批、仰県勘報、奉此。依奉通経節行、摧拘犯人金応鐘・陳禄等一干人犯到官。再三研審前情、明白取訖供招在巻。合就依律議擬、具招申詳。為此、県司除将徒罪犯人陳禄等監候外、今将原奉批詞粘抄問過招由、另具書冊、合行具申。伏乞照詳、示下遵奉施行。須至申者。

右　申

万暦十一年閏二月二十日　到

巡按直隷監察御史蔡

全印

万暦十一年閏二月十三日　　知県曾　県丞楊応台

蠹国殃民事　　巡捕主簿潘鳳　管糧
掌県事本府同知徐廷龍　典史張大本応朝

県の審理の結果、二十七都の著存観の産業は金氏のものとされ、五月十三日の金革孫の訴え、及び五月二十一日の陳禄等の訴えはいずれも誣告として律に基づく刑罰が科され、贖罪の銀が徴収されることとなっている。これに対する巡按御史蔡夢説の批は、以下のようであった(14)。

巡按監察御史蔡批、観基既係金氏祖業、則陳禄等十餘家地産各号、何為皆僉著存哉。名以義起、恐不無別因也。仰徽州府復勘、明実詳奪。

巡按御使の批示で問題とされたのは、陳禄等十餘家の地産がなぜ著存観につけられているのか、著存観の観名には特別の理由があるのではないかという点であり、この問題は徽州府に再調査が命じられている。

こうして争訟の場は徽州府へと移った。徽州府の判決が出るまでおよそ一年を要した。この間、(15)から(41)に及ぶ文書が記録に残されている。

徽州府は、早速陳禄・陳冨・金革孫・金応鐘等十一名を府へ解送するよう休寧県に命じた(15)。次いで金革孫等は著存観をめぐる過去の六度に及ぶ争訟の記録が存在することを府に訴え出た(16)。これを承けて、徽州府は改めて関係者と県に保存されている関係文書とを府に送るよう休寧県に命じた(17)。一方、二十六・二十七都の王尚賢ら三十四名は連名で、他の観寺の例を挙げながら著存観の観基は国家の公産である旨を論じた(18)。これを承けて徽州府は右の三十四名を府に送るよう休寧県に命じた(19)。次いで道士呂尚弘は金氏が丈量に乗じて観基を占奪使用としていると訴え出た(20)。府は「行休寧県、候正官到勘明、以憑転報」と批示した(21)。知県は万暦八年から任についていた曽乾亨から、

この年十一年に赴任した丁応泰への交代の時期に当たっていたのであろう。(23)・(24)の金革孫の訴状によれば、自らは府における審理に出頭したものの、陳富等は出頭に応じなかったという。金革孫はまた「窺県黄冊垂成、陥身不能帰戸」と述べ、黄冊作成前の解決を懇請している。徽州府は重ねて関係者を府に送るべく県に命じた(25)。こうした中で、金氏の生員金応南等は(14)の巡按御史の批に挙げられた二点の問題、及び(18)に例示された他の観寺と著存観の違いについて、やや詳細な説明と反論を提出した(26)。ここにそれを引用しておく。

本家斯文具稟帖

休寧県十一都三図生員金応南・金応震・金榜・金仲和等稟為仇豪玩法弄奸謀占世業事。三朝祠観被地豪陳禄・陳富等懐上年訐争祠観朝山、浸潤得罪之憾、多方謀奪。已蒙本県審明、招申院道。道已依擬、院復送台。何幸覆盆再覩天日。見今両犯俱已投到、黄冊垂成、二十四戸不得帰業、実為迫切。生等属為支下子孫、義不容黙、謹具下情上稟。伏乞詳察附巻、并乞早賜審牌、俾得帰結、存没均感。

計開

一、伏覩院批詞云、観基既係金氏祖業、則陳禄等十餘家地産各号、何為皆僉著存哉。蓋本観創自宋元、遠轄隔都、撥田地立戸、以給香燈。田四十八畝有零、計四十七号、地十一畝八分有零、計十五号、尽以著存僉業、図久遠也。不意、洪武二十四年奉例帰併没官、著存田地尽為彼都所佃。本家援大明令一款、内有祖先墳塋者、不在抄没之限、僅告復得観基及基前三号、則田地僉業著存、没於彼都者尚多也。但字号各別、不得混称。観基譬之儒学、然学宮学基地也。一字号也、散於阡陌之間、亦有僉為学地学田者、又各有字号也。因其僉為学地、而遂疑其為学宮之地、不亦誤乎。

一、伏覩院批詞又云、名以義起、恐不無別因也。蓋本家墓在観後、歴元・国朝、附葬本支数十餘墳、祠在観内、歴元・国朝、附祠宦主三十二座、周囲同一垣、出入同一門、則其因祠墓而取名著存、無疑矣。若此外又有別因、陳氏吹毛求疵、無所不至、豈不明白指出。且観在二十七都、本家在十一都、豈有二十七都之観、而容十一都建祠之理。嘉靖十九年被燬、重建祠宇鼎新、非可以欺。其不知而為之者、何当時無一人出争、直至今日而後争哉。

一、本県庵堂寺観、徐(除)勅建六所外、尽為民間所建、但多沿自先朝。旧年清丈、以税為主、税在庵堂寺観者、註庵堂寺観業、税在民戸者、註民戸業。如本県城隍廟、豈非一県公産・万民香火哉。而今註程氏業者、税在程氏也。即彼都金山殿・著先庵・廟嶺庵・月石行祠、尽是原主僉業、至於各都、又可推已。乃雇倩無頼、捏称里排、多設虚詞。如本県崇寿観、誌載為勅建也、金挙人焉得而争之、婺邑天心観、誌載為李氏業也、汪都堂焉得而奪之、与本家為祠墓建観、税業両明者、不侔也。乞一一稽査誌書、是非自見。

一、陳氏在手無一文憑。本家公籍可拠者、有府誌載、著在(存)観係金桐岡為父宋進士革墓前建、程純祖記、一也。県誌又載、程純祖著存観記、源流甚詳、二也。先年陳氏放火焼観、告府重建、執照見存、三也。万暦五年陳氏打毀神主、告道批府、供内首称、著存観係金舎孫祖建、四也。私籍可拠者、本家刻過家譜、一也。本観祖伝底籍、二也。儒先名筆、如蔡紫雲重修観記、曹弘斎・陳定宇墓銘、三也。先年道士合同、近年逆道呂尚弘等親筆規約、四也。　准。

万暦十一年三月二十四日具

これに対し右に見るように、府の批は「准」と記す(27)。

以上は万暦十一年閏二月から三月末までの経過である。四月に入って間もなく、徽州府は推官龍膺の名で、休寧県

に調査を急ぎ、報告と関係者を府に送るよう督促した(28)。四月八日、休寧県は陳禄・金応鐘等関係者七名を拘留したこと、尋問を終え次第府へ解送する旨報告した(29)(30)。四月二十八日には府から県への督促が出された(31)。しかし、県における審理は遅々として進まなかった。金革孫は七月七日に、県に審理が命じられて既に四ヶ月になる、審理を急いで欲しいと府へ訴えた(32)。府は「准、速催」と批した(33)。(34)はこれを承けた県への督促である。参考までにこの牌文を次に示しておく。

直隷徽州府為懇催勘結事。拠休寧県民金革孫催告前事。拠此、案照先蒙巡按直隷監察御史蔡批、拠休寧県申詳犯人陳禄等招由、為蠹国殃民事。蒙批、仰徽州府覆勘、明実詳奪、蒙此。随拠陳禄・金革孫等赴府投到、審係告争観基事情、行委休寧県掌印官査勘、延久未報、已経差快程応元守催。去後又経数月、未拠勘報。今拠催告、擬合覆提。為此牌仰本県該吏、査照原始末文巻・批詳・招由内事理、転行該県正官、作速従公査勘證拠、明白具由、連人巻解府、以憑覆審、転報施行。此係按院批詳未完至緊事理、毋再似前遅延未便。

万暦十一年七月十三日

九月に到り、金氏の監生・生員七名が連名で五条にわたって著存観とその産業が金氏のものであることを論じた手本を府に提出した(35)。同月、金革孫もまた巡按御史が提出した二点の問題点と、陳氏が提起した三点について反論を府へ提出した(36)。十月十五日、休寧県はようやく審理の結果を徽州府へ報告した(37)(38)。その内容は、次に掲げる刑南科の供稿に引用されており、二重括弧を付した部分に相当する。同時に徽州府へは、陳禄、陳富の代理として家属陳定、金舎孫、金革孫、金応鐘、王沐(他の箇所には王木と記される)、呂尚弘が解送された。この月、金氏の生員四名が徽州府に対して稟帖を提出し、「公籍可拠四」、「私籍可拠四」、「形跡可拠五」を論じている(39)。

九月末以降、徽州府における調査尋問が開始された。府での審理は約五ヶ月を要した。以下に翌万暦十二年二月十八日付の刑南科の供稿を掲げておく(40)。なお、刑南科の供稿の前半部は、先に掲げた万暦十一年閏二月十三日付の休寧県の巡按に対する報告＝詳文と内容が重複するので省略に従う。

……蒙本院詳批、観基既係金氏祖業、則陳禄等十餘家地産各号、何為皆僉著存哉。名以義起、恐不無別因也。仰徽州府復勘、明実詳奪。批詳到府、遵依行提。去後禄与金革孫各状投到、又蒙牌開、仰本県該吏、転行掌印官、査照発来文巻・批詳・招由内事理、作速従公査勘、證拠明白、具由連人巻解府覆審、等因到県。続蒙掌県事本府同知老爺徐遵拘禄与金革孫及各該排年知證人等到官、親詣告争処所。『勘得、本観建設三座。前座供奉三清聖帝、中座供奉玄武聖帝、後座係金革孫家供奉神主。内列三間、中一大間奉神主三十六座。拠金革孫称、係宦祠。東辺小間係祀道士祖宗香火。西辺小間仍係金革孫祀祖香火。以上俱同一門進入。仍有東辺另門一座数間、係道士居房。西辺另門一座係玄帝行宮及金家書房。観後坐山一帯、金家有祖墳四十多穴、坐落大山正面。陳家及不在官呉瑞家共有古塚四堆、坐落西辺支壠外。其餘左右及対案小山并隔河朝山俱係金家僉業、則前項以著存名観者、明因金革孫始祖為祠墓建造、且歴考譜誌碑銘種種可拠、其為金氏基業、似無可疑。及査本観、先於洪武二十四年、已経奉例帰併没官。後於二十六年金革孫故祖金暄・金翁告復前観。至永楽元年、伊故祖金彦文等八房分佃五畝三分九厘四毫、産坐各村。二氏皆有著存観産業、以致陳禄不忿金革孫独僉本観、有此争訐。不知、金家創造之由、委因墳墓而設、名以義起、非一朝一夕之積矣。拠金革孫執称、観基税粮見係革孫八房、今分作十七戸、金徳良等見在輪流納税。掲査金氏族譜、亦有至治壬戌七月陳禄故祖陳定宇代製金桐岡墓銘一道在證。及審本観、自洪武二十四年帰併後、歴四十年、並無道士住居。正統七年金家始招道士、在彼焚修。在呂尚弘則自嘉靖七年方始入観。金家仍

有祖遺程家冲・長楓樹等田地山塘、専為本祠遞年祭祀修整之需、則本観係金氏建造、昭昭明矣。合無将前観照旧聴金家註冊掛税、歳時祭祀。其三清諸帝香火並聴四方居民祈祷、陳家不得専僭、庶解二氏之争、而金家祖墳祠宇亦不至為郷衆湮滅矣、等因、具由連人解赴府主爺爺台前。』再三研審、金革孫始祖金進士葬墳建祠、因立著存観、以昭不忘、碑銘誌照班班可考、則観基為金氏世業無疑。後奉例没官、諸人皆得領佃。矧金氏原業執税有年、陳禄等已佃其餘地、仍名著存足矣。乗其清丈、欲併争観基、不亦妄乎。但前観既已廃没、私剏者有禁。内有三清・真武二殿、居民焚修。金氏烏得而私之。拠法拆毀、恐無以厭四方之人心、金氏独名、又恐阻四方之香火。合将祠堂餘房并前後地基、俱以金革孫名目僉業、其三清・真武二殿改僉著存観名目、其税仍在金氏戸内辨納、以為四方公共香火、出入之路往来通行、金家不許阻当。道士呂尚弘等在内統管宗祠神殿香火。候詳允示、行県註冊、改税定業。

二月十八日、供書劉時享　　行

翌日二月十九日に、徽州府の判決が言い渡された(41)。当時の知府は高時であった。著存観をめぐる争いに対する処分は右の供稿の擬と同じであるが、各人の刑罰は次のように定められている。

陳禄・金革孫、杖一百・流二千里。大誥により減一等、杖一百・徒三年。贖罪米価銀一十七両五銭、告紙銀二銭五分。

陳冨・金応鐘、杖八十。大誥により減一等、杖七十。贖罪工価銀一両三銭五分、告民紙銀一銭二分五厘。

こうして、徽州府の判決では、金氏の主張を認めつつも、三清・真武の二殿は「四方公共香火」として開放するよう金氏の側に譲歩が求められている。

その後、二月二十二日に徽州府はこの判決と調書等を巡按御史に送付(42)、巡按御史張治興は次のような批を与えた(43)。

金氏著存観起自宋朝。観基三号、永楽初収税入戸、蓋四百年物業也。誌譜冊碑種種可拠。孰得而争之。陳禄・陳冨乃以己別所佃地有著存観僉業、欲争前観、何其謬也。禄・冨執業以争観、則金氏亦将執己観、以争彼著存之業。禄・冨其何以為辞、奸民徒欲肆悪、力於一時、不知理法為何物矣。各犯俱依擬発落、著存観断付金氏管掌、餘如照庫収繳。

ここに到って右の一件は落着したのであるが、三月十六日、金氏の側では県の冊籍の改正を要求し、新たに土名を付した改正案を徽州府に提出した(45)。三月二十一日、徽州府は休寧県に改正を命じ(47)、休寧県は魚鱗冊、帰戸冊、賦役黄冊を架閣庫より取り出し、十一都と二十七都の都正・図正、書手、陳禄、金革孫、呂尚弘の徒弟永雷等を呼び出して改正を行った。これは五月九日に徽州府に報告されている(48)。次いで金革孫は、五月十三日、丈量の冊籍は既に京師へ送られて改正できないこと、今次の一件書類は将来失われる可能性があることをもって、徽州府に対し「抄招給帖」を要求した(49)。これには「准抄招」との批が与えられたが(50)、作業は一件書類整理中との理由で遅滞していた。金革孫は十二月十日に再度「催抄招手本」(51)を提出、「准査抄」との批(52)を得て十二月十二日に帖が金革孫に与えられた。その内容は、巡按御史張治興の批と金革孫の要請によって各種冊籍の改正が行われた次第とからなっている(53)。

(乙)

金氏と陳氏の争いに対する万暦十一年閏二月十三日の休寧県の報告(＝判決)が出された直後の同年閏二月十七日、

著存観の道士呂尚弘は巡按御史へ、金応鐘が観業三十畝を奪い、このままでは道士三十餘名が追い出されて生活できなくなると訴えた(1)。この訴状には干証として陳禄の名が挙がっていることから、道士呂尚弘が独自に動いた結果ではなく、陳氏との内応があってのことであろう。巡按御史劉維は「仰休寧県究報」と批示した(2)。同日、二十六都・二十七都各図の里排計三十三名が連名で、著存観は国家の公産であり「一方の香火」であると訴え出た(3)。訴え先は同じく巡按御史である。巡按御史劉維は「仰休寧県併問報」と批示した(4)。金氏も直ちに反撃を開始、閏二月二十九日に、陳禄は道士と謀って訴訟を起こし、王木は王尚賢の名をかたって里排を買収し彼らの名を捏造したと訴えた(5)。九月に到ると金革孫は、陳富・王木に教唆された呂尚弘が世祠や神主・祠門を破壊し、墳木を切ったと訴え出た(6)。県の巡按御史への報告は同年十月二十一日に行われた(7)。以下に全文を掲げる。

県申江院供詞

一、問得、一名呂尚弘、年六十三歳、直隷徽州府休寧県二十七都一図、道籍。状招有、俱在官金応鐘・金革孫伊有宋始祖進士金革、在本都地方共有祖墳四十餘塚、墓前創建宗祠、因祠造立著存観、供奉金家祖宗神主三十六座及三清・玄帝在内、併左右対面朝山、俱是金応鐘家管業、有各誌書家譜冊籍碑銘照證。於正統年間始招道士焚修。金応鐘祖又伝遺僉業土名程家冲及長楓樹・後村等処田地山塘、自得字一千三百七号至得字三千五百五十二号、共計税一百二十畝有零、逓年税糧俱是金家戸内管納、租給祠内祭祀修理等用。至嘉靖七年間、金革孫祖又招尚弘在観焚修、仍将前項租苗給与尚弘及俱不在官徒弟呉時仁・黄尚相等二十餘人、収辨祭祀等費、税粮仍係金家辨納、無異。万暦九年遇蒙清丈、金応鐘・金革孫与別巻見問陳禄因争前観僉業、具告本県。行間、又訐告按院、批行本県審勘間、尚弘機乗二姓告争、要行謀佔前項田地産業。尚弘就計嘱俱不在官都正陳興・図正朱滔、乗丈掛号、将

前田地山塘、妄僉作尚弘等戸業、以致金応鐘・金革孫不甘、另案具状訐告本県陞任県主老爺曽処、蒙拘各犯到官、査明改正、仍将前項田地山塘僉還金応鐘等家、註冊入戸訖。因而金応鐘不合聲言、要将呂尚弘趕逐、不容居住、以致尚弘挾憾、却又不合具状捏称禍豪金応鐘冒認観後祖塚、造祠妬観、復占便業、併呑田産三十餘畝等虚情、於万暦十一年閏二月十七日、今在官張時順抱告巡江老爺劉台下、蒙仰休寧県究報。尚弘又不合僱倩無干里排王尚賢、亦不合依聴受倩、冒著陳惟道等名目、更情連名具呈。同日赴告本院、蒙批仰休寧県併問報。遵行間、金革孫亦状訴告本県、通蒙掌県事本府同知老爺徐行拘尚弘与金応鐘・金革孫・張時順・王尚賢・汪時震等一干人犯到官。再三研審前情、参看得、金応鐘・金革孫自宋始祖進士金革葬在本都地方、建祠設観、因名著存。至正統年間、招有道士焚修。応鐘家祖遺程家冲・長楓樹等処田地山塘、共税一百二十畝、向給祠観内遞年祭享供用。道士呂尚弘者、蓋嘉靖七年方始入観也。其徒弟呉時仁・黄尚相等二十餘人、多係金家田租供膳。上年丈量、金革孫与陳禄告訐観基、尚弘因二氏互争、遂計嘱都図正陳興・朱滔、僉作尚弘之業。蓋欲乗蟠蚌之争、以窮漁人之利。其用心良亦狡矣。已経金革孫告明改正、尚弘挾不售僉業之憾、仍僱倩王尚賢、同日各告前詞。今因陳禄另巻告訐、親詣告争地所査勘、本観前二座供祀三清・玄武二帝、後一座専祀金家宦祖神主三十六座、後面坐山係金家葬墳四十餘塚、左右及対面朝山皆属金業。其呂尚弘所告田産、不止三十餘畝、皆金家所遺為祠墓祭祀之需者也。業既係之金家、則田租豈容帰之異姓。宜応鐘等之憤恚不平矣。除断程家冲等田租倶照旧帰還金応鐘家、註税管業、為遞年祭祀修葺之供。其有餘剰租穀、聴金家給尚弘等、資助香火、尚弘不得妄行執佔。若王尚賢則無干貧棍、与本観絲毫無預、却受呂尚弘哺啜之資、而弄唇鼓舌、甘為指使、更可嗤矣。合将呂尚弘・王尚賢各候示、加責二十、并与金応鐘姑各問擬不応。今蒙審問、実招罪犯。

一、議得、呂尚弘所犯、呂尚弘与金応鐘・王尚賢俱依不応得為而為之、事理重者、律各杖八十、俱有大誥減等、各杖七十。呂尚弘係道士、王尚賢係民、審俱有力、照例折納米価。金応鐘係民、審稍有力、照例折納工価。各贖罪完日与供明。汪時震等各発落寧家焚修。呂尚弘・金応鐘・王尚賢俱杖罪羈候、申詳允示施行。

一、照出、呂尚弘・金革孫・王尚賢俱告紙一分、各折価銀二銭五分。金王鐘民紙銀一銭二分五厘。呂尚弘・王尚賢名下各該贖罪米価銀三両五銭。金応鐘名下該贖罪工価銀一両三銭五分、紙贖共銀九両二銭二分五厘、追貯県庫、聽候本院項下明文類解。今断程家冲等田租、俱照旧帰還金応鐘家、註税管業、為逓年祭祀修葺之供。其有餘剰稲穀、聽金家量給呂尚弘等、資助香火。尚弘不得妄行執佔。若王尚賢則与本観絲毫不相預。合将呂尚弘・王尚賢候示罪外、各加責二十、取庫収附繳。餘情招内開明、不再照。

直隷徽州府休寧県為豪右占観事。抄奉欽差巡視上江兼管漕粮巡按直隷監察御史劉批詞、拠本県二十七都一図道籍呂尚弘令張時順抱告前事、奉批、仰休寧県究報。同日又奉批、拠本県二十七都各図里排王尚賢・陳惟道等連名呈、為乞俯察民情、大慰民心事、奉批、仰休寧県併問報、奉此。遵行間、続拠金革孫訴為稔悪蔽天事、拠此。通経催拘各犯到官。再三研審前情、明白取訖供招在巻。合就依律議擬、具招申詳。為此、県司除将杖罪犯人呂尚弘等羈候外、今抄原発併問過招由、粘同原奉批詞、另具書冊、合行具申。伏乞招詳、示下遵奉施行。

一、申

欽差巡按直隷監察御史孟

万暦十一年十月二十一日

右は「供詞」と題されているが、内容は調査報告と判決原案たる擬である。最後に招由と批詞を別に冊子にして具

申すると述べるように、供述書が付されていたはずであるが、それは本書にはない。

さて、右によれば、呂尚弘は万暦九年の金氏と陳氏の争いに乗じ、二十七都の都正・図正とを抱き込んで著存観の田地山塘を自分の名義に書き換えようと謀るも、金氏の訴訟によって失敗、この時金応鐘が「必ず呂尚弘を追い出してやる」と言ったことから、(1)の訴訟に出たのであった。県の擬では、著存観の産業は金氏のものとされ、呂尚弘・金応鐘・王尚賢は不応得為罪で杖八十、大誥により一等を減じて杖七十とされ、それぞれ次のような紙贖銀が科され、呂と王には懲戒として責板二十が加えられている。

呂尚弘・王尚賢は、贖罪米価銀三両五銭、告紙銀二銭五分。

金応鐘は、贖罪工価銀一両三銭五分、告紙銀一銭二分五厘。

金革孫は、民紙銀二銭五分。

これに対する巡按御史の批は次のようであった(8)。

万暦十一年十月二十四日奉到欽差巡按直隷監察御史孟批、呂尚弘乗機騙頼、王尚賢聴奸指使、俱依擬、仍各重責三十板示懲。餘如照発落、庫収繳。

巡按の批を承けて、各人から紙贖銀が徴収され、呂尚弘・王尚賢は重責三十板とされた。休寧県による巡按への施行結果の報告は十二年正月二十二日に行われた(9)。金氏の勝訴であったと言ってよいであろう。

四、結語

本書の価値は、争訟のプロセスをよく史料として保存していた点にある。史料は原文書ではなく刊本ではあるが、そして官府から民間人に与えられたものゆえ差役への指令書や遵結などは含まれてはいないが、訴状や批示が時間の流れに沿って配列されている点が貴重である。清代には巴県檔案や淡新檔案をはじめ訴訟に関わる一件書類が幾つか保存されており、訴訟の開始から終結に到るプロセスを辿ることができるが、明代に関わるそうした一件書類は稀少である。[19]

本書を見る限り、裁判関係文書の形式や争訟のプロセスは清代の場合と共通する。[20]ここでの争いの原因や性格も決して特殊なものではない。その意味で、本書は前近代中国の、少なくとも明代中期以降のひとつの典型的な訴訟のあり方を示していると言ってよいであろう。

金氏は本書に収録された一件書類をどのようにして入手したのであろうか。(49)「告抄招状」には、著存観の産業が金氏に帰し、県における「註冊改税」も完了したことに深謝した後、

……但京已解、改正無及。窃恐年深巻案難存、奸悪乗釁、無所不至。為此懇恩抄招給帖、以為子孫世世張本。……

と述べ、(50)「催抄招手本」には、

告稟帖人金革孫、係休寧県民。稟為本家世業著存観、被仇豪謀奪、害及墳墓、幸蒙明断、招申按院、依擬已訖。当已具状赴台、告乞給帖抄招、以為子孫世世張本、蒙批、准給付房。彼因巻底送刷、無憑対抄。見今巻刷已完。

懇恩再批、以憑抄給。冒罪上叩稟。

原巻刑南科

准査抄

万暦十二年十二月初十日具

と記し、(53)給抄招帖」の最後の部分に、

……今拠此。前因擬合抄給。此為、今抄詳允過招由帖、仰本告執照遵守、毋得故違。須至帖者。

右帖給付告人金革孫執照

万暦十二年十二月十二日　　司吏姚守訓

帖　　押

とあることからすれば、刑南科に清書保存されていた本件の一件書類は、金革孫が要請し、知府の許可を得て選択抄写され、金革孫に与えられたのであった。これが本書『著存文巻集』の基となったことは疑いない。金氏は陳氏との長い争訟にほぼ勝利した後、その勝利をより確実にし、永く保障するために、争訟に関わる一件書類を手に入れそれを出版したのであった。

その後の金氏と陳氏の関係は今のところ定かではない。

注

① 以下に、跋文を全文引用する。

前著存祠観文観七宗、皆陳氏告害此観、本家保存此観。夫人之情、未有己有分、而告害之者也。陳氏之先既告此観為窩盗、又告此観為淫祠、又放火焼燬此観、百般傷残、無所不至。焉得今日又称有分。今日若有分、則前日必不告害。前日既告害、則今日必無分。陳富・王木徒、懐報覆争山之憾、遂以無情之辞、而欲奪人数百年世守之業、没入二百号僉業之産。国法何在、天理何在。夫争山小犯、而陳富径行浸潤、事発在逃。上司批行緝結、尚未到官。今又恃一都正、大乱丈法。只拠本県見行丈例、陳富応得何罪。王木只為陳枝一党、武断逞兇、統衆二百餘人、捉去本家二人、禁鎖一月、考(拷)打自由、直待本県差人追逼、然後放出。不知律例所坐若何。且復刑帖大言、要達朝廷。不知、朝廷之上論理乎、不論理乎、論法乎、不論法乎。若論理法、陳富・王木所執何理、所恃何法。猖狂自恣、罔人欺天。此等人不有人禍、必有天刑。独有帖後一言、謂有神在、当不使斯人復有後也。此言若天使之言也。若非天使之言、何故欺天、而猶敢言天也。此必天使之言、以自招其罪也。孰為欺心、孰不欺心、孰為罔法、孰不罔法。猶有天在、有鬼神在、決不使欺心罔法者猶有後也、決不使欺心罔法者猶有後也。

万暦十年九月望日。

古歙　黄応淮書　黄応星刻

② 弘治『徽州府志』巻十・寺観の著存観の条に、次のように記す。

在県西五十里。宋璫渓金桐岡・竹所為父進士金革墓前建。程純祖記。

③ 『文天祥全集』（江西人民出版社、一九八七年）の巻十九、熊飛氏の撰した「文天祥年譜輯略」参照。

④ 桐岡の墓誌銘にはまた、「簿公入学、家事不遑理。時公年甫十二三、即幹蠱用裕」と見え、『定宇集』巻十二「朝陽楼記」には、金革について「主簿公遊国学、登上第」と記す。桐岡の生年から数えると、金革は宝祐末年（一二五八）頃に国学に入学したことが知られる。

⑤ 弘治『徽州府志』巻九・人物三・武功の金震祖の条に、次のように見える。

字賓易、休寧璫渓人。父子西有志略、為江陵路副総管。震祖……走上都、用薦従丞相太師(子)秦王答剌罕、深入朔漠、屢奏奇功、宣授忠翊校尉・平江十字路萬戸府鎮武。……子符午、字彦忠、号竹洲漁隠、襲授千戸。符申、李彦直、号璫渓釣叟。有勇略、以討賊功、授

寧国等処権茶副提挙。符丑、字彦清、見薦辟下。平章嘗奏請旌表金氏忠義之門。

⑥ 陳櫟『定宇集』巻十二「朝陽楼記」。

⑦ 注の⑤参照。また弘治『徽州府志』巻六・選挙・薦辟の金彦清の条に、次のように見える。

洪武十三年挙賢良孝弟、授山西大同府同知。

同条には賓州判官、摂太平府事、知襄樊県、知上猶県を歴任した璫渓の金彦堇なる人物がいるが、出身地と輩行の彦字からして金氏の一族であろう。

⑧ 弘治『徽州府志』巻八・人物二・宦業に、休寧県璫渓の人、永楽二年進士の金輝が挙げられているが、あるいは金氏の族人か。

⑨ 『定宇集』所収の桐岡の墓誌銘には、

公三娶、先二汪氏、今黄氏子男四人、長南庚、次南仲、後竹所、次南呂、次南周。

とある。桐岡の子孫は元朝に仕えた者が多いので、あるいは桐岡の三番目の妻であった黄氏を指すか。

⑩ 弘治『徽州府志』巻一・地理一・廂隅郷都、康熙『休寧県志』図説・隅都図参照。

⑪ 弘治『徽州府志』巻六・選挙・科第。

⑫ 既に見たように、弘治『徽州府志』に、著存観は桐岡・竹所が建てたと記されており、金桐岡の墓誌銘には「聞二親俱年高、而終謀窀穸、惟謹墓所、一崇道観、一営仏刹、皆捐田穀、其徒俾事焚修」とあることから、著存観とその産業が桐岡によって設けられたことはほぼ疑いないが、桐岡の墓誌銘には彼が生前官爵を得なかったことを記す。迪功郎は死後に子孫の功によって与えられたものか。

⑬ 本書の(58)「本家不平之鳴」によれば、この時休寧県では寺観二十八処、二十七都では月渓寺、藤樹庵、著存観の三処が帰併されている。

⑭ 『皇明制書』所収の『大明令』刑令にこの条が見える。

⑮ 後に引く(40)「刑南科の供稿」によれば、万暦十二年の段階では金氏の十七戸に入戸され、各戸が「輪流納税」していた。

⑯ これは、鈴木博之「明代徽州府の族産と戸名」(『東洋学報』七一巻一・二号、一九八九年)に言う「総戸名」である。

⑰ 陳櫟『定宇集』巻十六「賀金桐岡生日」。

⑱ 本書には「呂爺」と記すが、弘治、康熙の『徽州府志』では「侶」姓に記す。以下、本書に出てくる巡按御史、徽州府知府、休寧県

知県等の人名は、弘治・康熙『徽州府志』、康熙『休寧県志』によって補った。

⑲ 中島楽章「明代徽州の一宗族をめぐる紛争と同族統合」（『社会経済史学』六二巻四号、一九九六年）に、休寧県茗洲村の呉氏の族譜『茗洲呉氏家記』巻十二「雑記」の中からある程度まとまった争訟関係文書が紹介されている。中島論文はまた、本書に記す争訟の時期に先立つ明代中後期の休寧県の社会関係や司法行政を知るにも有益である。

⑳ 清代については、滋賀秀三「淡新檔案の初歩的知識――訴訟案件に現れる文書の類型――」（『東洋法史の探求――島田正郎博士頌寿記念論集――』汲古書院、一九八七年）、同氏『清代中国の法と裁判』（創文社、一九八四年）の一、三章参照。